

11 月定例月議会における議案に対する意見募集

No.2 子ども医療費システム改修業務委託費（債務負担行為）

子育て世代の家庭に対して医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と早期療養を促進し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成の制度改正に向けてシステム改修を実施しようとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

令和6年9月から子どもの医療費助成の対象年齢を、「15歳到達後年度末まで」から「18歳到達後年度末まで」に拡大するため、システム改修を行う。

○今後のスケジュール（予定）

令和6年1月 システム改修委託契約

令和6年4月 拡大対象児童の抽出

令和6年5月 申請案内発送・受付及び、システムへの申請情報の入力開始

令和6年8月 受給者証の発行

令和6年9月 対象年齢拡大実施

2. 債務負担行為（追加）

限度額 5,322千円

期間 令和5年度から令和6年度まで

参考

下記は、意見募集を行う No. 2 の債務負担行為と同じ今回の議会で審査する関連条例の一部改正についての資料です。ご意見をお寄せいただく際の参考にしてください。

議案第65号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について（抜粋）

1. 改正の背景

令和5年6月に公表された「こども未来戦略方針」の中では、18歳までの子どもについて、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止し、自治体の子どもの医療費助成を後押しする考えが示された。本市でも子育て支援の施策として、子ども医療費の助成は有効であると捉えていることから、対象年齢拡大の制度改正を実施する。

2. 改正の内容

「15歳到達後の年度末」から「18歳到達後の年度末」までに拡大する。

※なお、助成の実施方法は、これまでどおり、県内医療機関窓口負担無料化（現物給付）にて実施する（県外医療機関は償還払い）

3. 施行期日

令和6年9月1日